

平成20年3月31日

飛騨市長 井上 久則

事後審査型条件付き一般競争入札共通事項公告（工事中）

1 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 飛騨市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 飛騨市から、飛騨市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成16年飛騨市告示第10号。(以下「指名停止等措置要領」という。))に基づく指名停止措置を、入札参加申請期限日から当該工事の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 経営事項審査結果の建設業の営業年数が3年以上あること若しくは同等の実績があること。
- (7) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- (8) 建設業法に規定する監理(主任)技術者を配置できること。
なお、監理技術者にあつては、入札公告において示す建設業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること【元請工事における下請金額合計が3千万円以上(建築一式工事にあつては4千5百万円以上)の場合のみ】。
- (9) 配置予定技術者として複数人(最大3名を限度)の候補技術者を記載することができ、また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とすることができるが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(以下「参加申請書」という。)を提出した者は、直ちに当該参加申請書の取下げを行うこと。参加申請書を電子入札システムで提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。
他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (10) 飛騨市税、使用料及び手数料等について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。

2 入札参加申請に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、参加申請書を電子入札システムの入札参加資格確認申請の添付ファイルとして提出し、確認を受けなければなりません。ただし、入札参加資格の詳細な確認は、開札後に落札候補者に対してのみ行うので、この時点では様式以外の添付書類は必要ありません。

なお、電子入札システムによる場合は、参加申請書への押印は不要です。

また、紙入札方式の場合は参加申請書の持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません。

3 閲覧及び質疑回答に関する事項

設計図書の閲覧は、電子入札システムまたは入札担当課において行います。

設計図書に関して質問がある場合は、本市ホームページの質疑書の様式を用いて指定する電子メールアドレス宛てに提出し、電話によりその着信を確認すること。回答については、後日、入札参加者に対して電子メール等により行います。

4 入札手続等に関する事項

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式によることができます。

- (1) 紙入札方式の場合の入札方法は持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。(ただし、24.1 億円以上の工事を除く。)
- (2) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
- (3) 開札は、立ち会いを希望する入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上行います。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (4) 調査基準価格を設けた場合で、入札者が調査基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をします。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行いません。

(5) 開札後の入札参加資格の確認

開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、必要な資料を提出すること。

ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しません。

エ 申請期限日以降に、原則として、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

オ 資料提出等に関する問い合わせは、担当課に照会してください。

- (6) 参加資格の確認結果が不適合であった場合は、書面により通知します。

(7) 落札者の決定方法

ア 飛騨市契約規則（平成 16 年飛騨市規則第 56 号。（以下「規則」という。）第 10 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低価格の者を落札候補者とし、落札候補者とその入札価格を発表します。

ただし、事後審査型のため落札決定は保留し、その後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合に、その者を落札者として決定します。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たさなかった場合又は期限までに入札参加資格の確認に必要な書類の提出がなかった場合には、その者の入札を無効とした上で、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうちの次順位者を新たな落札候補者とします。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返します。

イ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満の場合は入札参加資格の確認と併せて、飛騨市工事等低入札価格調査事務取扱要領に基づく調査を行います。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定します。この場合、くじを引くことを辞退することはできません。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

エ 予定価格を事前に公表したものにあっては、再度入札を行いません。

オ 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

カ その他入札執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによります。

(8) 工事費内訳書の提出

- ① 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書について電子入札システムによる提出を求めます。
- ② 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにしてください。
- ③ 工事費内訳書が以下の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第 14 条により無効とすることがあります。

ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの

イ 記載すべき項目を満たしていないもの

ウ 一括値引きがあるもの

エ 端数処理されているもの

オ その他不備があるもの

- ④ 工事費内訳書は返却しません。
 - ⑤ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。
 - ⑥ 紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書を持参して提出してください。
- (9) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（規則 31 条）又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (10) 入札の無効に関する事項
- 本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ① 本公告に示した参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号の 1 に該当する入札は無効とします。
 - ア 入札者が同一事項に対し、2 以上の入札をしたとき。
 - イ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - ウ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - エ 入札書に記名押印がないとき。（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。）
 - オ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - カ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - キ その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。
 - ② 参加資格のあることを確認された者であっても、本公告及び入札公告において示した参加資格各項の資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者としてします。
- (11) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項
- 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この場合における損害は、入札者の負担とします。
- (12) 落札の無効に関する事項
- 落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として 1 週間以内に契約（仮契約）を締結しないときは、その落札は無効とします。
- (13) 苦情申し立て
- 一般競争入札の手に不服がある者は、担当課に対して苦情申立てを行うことができます。
- (14) 契約の時期
- 飛騨市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年飛騨市条例第 62 号）に基づき、飛騨市議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札後仮契約を行い市議会の議決後に本契約を締結します。
- (15) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限ります。
- (16) 談合その他不正行為があった場合の違約金
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 及び同法第 198 条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければなりません。

5 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止等措置要領に基づき指名の停止となります。
- (4) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として指名停止の措置を行うことがあります。
- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場に配置してください。
- (6) 電子入札システムは、市の休日を除く、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで稼働しています。また、稼働時間を変更する場合等は、岐阜県市町村共同電子入札案内ページ (URL <http://www.kyoudo.cals.pref.gifu.jp/accepter/>)

index.html) で公開します。

- (7) システム操作上の手引き書としては、「岐阜県市町村共同電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を参考としてください。同マニュアルは、岐阜県市町村共同電子入札案内ページで公開しています。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県市町村共同電子入札システムヘルプデスクとし、方法及び受付時間は岐阜県市町村共同電子入札案内ページ内の「問合せ先」によります
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、入札担当課へ連絡してください。
- (9) 入札参加業者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認してください。
- (10) 電子入札システムを使用して提出された入札、申請書及び資料等は、市の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなします。
- (11) その他詳細不明な点については、担当課に照会してください。